

第 1 次

嘉島町 重層的支援体制整備事業 実施計画書



令和 8 年 3 月

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 事業全体の実施目的.....	1
2 各分野の事業に共通する基本方針.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
第2章 重層的支援体制整備事業の全体イメージ.....	5
第3章 重層的支援体制整備事業の各事業の実施体制について.....	7
1. 包括的相談支援体制整備事業の体制.....	7
2. 包括的相談体制整備事業の各分野の実施体制について.....	8
3. 地域づくり事業の体制.....	11
4. 地域づくり事業の各分野の実施体制について.....	12
5. 多機関協働事業の体制.....	14
6. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制.....	16
7. 参加支援事業の体制.....	18
第4章 重層的支援体制整備事業の目標・評価指標について.....	20
1. 計画の推進体制.....	20
2. 事業の目標・評価指標.....	20
3. 評価サイクル.....	21

重層的支援体制整備事業を実施する背景

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などによる希薄な人間関係に起因する社会的孤立や、ヤングケアラー、8050問題、虐待死などが顕著に表れており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による価値観やライフスタイルの多様化も進む中、複雑な課題を抱える方々への支援のあり方が懸念されています。今後、これらの人々を地域全体で包括的に支援していくための取組や仕組みづくりが求められています。

本町では、『豊かな心広がり「福祉の輪」、みんなで支える「地域の輪」』を基本理念に掲げた「嘉島町地域福祉計画」及び、地域福祉推進の中核的組織である嘉島町社会福祉協議会の実践計画として「嘉島町地域福祉活動計画」を策定し、施策を推進してまいりました。

本計画においても、前計画の基本理念を継承し、「嘉島町地域福祉計画」を見直すとともに、「嘉島町地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

本計画は、その「地域福祉計画」の理念を受け継ぎ、嘉島町内で複雑・複合化した福祉ニーズを抱えながらも相談に至らない方、また、介護、子育て、障がい、生活困窮など各分野の制度の狭間に埋もれて支援が行き届かない方に対し、包括的に相談を受け止め、あるいは地域の中に潜在する支援ニーズを掘り起こし、庁内各部署や関係支援機関で連携し、本人やその世帯の状況に応じて支援プランを作成して支援を届けるような支援体制の整備を目指すものです。

これらの地域共生社会と地域福祉の推進にあたっては、各種の福祉制度の垣根を超え、庁内各部署、町民の皆様の主体的な地域への参加と、地域団体、事業所、社会福祉協議会、関係機関等との連携と協働が欠かせません。誰一人取り残さずお互いを認め合い、生き生きと活躍できる地域づくりを進めていきたいと考えます。

第1章 計画の策定にあたって

1 事業全体の実施目的

近年、わが国の傾向として、少子高齢化、単身世帯の増加、非正規雇用者の増加等が進行しています。社会情勢が大きく変化しているだけでなく、ライフスタイルの多様化に伴い、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、福祉の支援ニーズは複雑化・複合化しています。

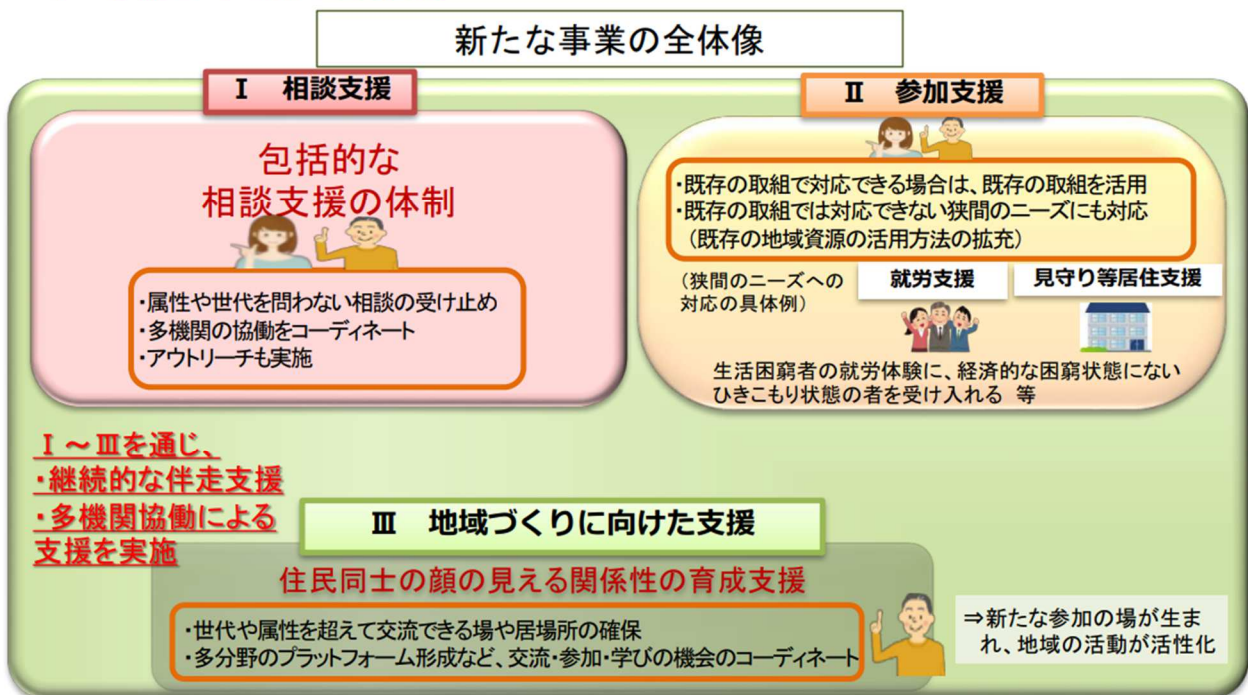
また、少子高齢化・人口減少社会という大きな課題に直面する中、社会情勢の変化によって地域社会のつながりの希薄化が進み、ひきこもりや支援拒否などによる社会的孤立や虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化し、複雑な課題を抱える方々への支援のあり方が懸念されています。今後、これらの人々を地域全体で包括的に支援していくための取組や仕組みづくりが求められています。

このことを踏まえ、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、介護、障がい、子育て及び生活困窮など様々な分野で情報を共有し、分野横断的かつ包括的に支援する体制の構築を図ることを目的として、重層的支援体制整備事業を実施します。

また、この事業は社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45条）第106条の4の規定に基づき実施する事業です。

令和3年4月1日施行「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業」

→ 令和3年4月1日施行



出典：厚生労働省

2 各分野の事業に共通する基本方針

豊かな心広がり「福祉の輪」 みんなで守り支える「地域の輪」

「第4次嘉島町地域福祉計画」と共通の基本理念を掲げ、地域で誰もが生きがいを持ち、暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、様々な施策を推進します。

基本方針 1

総合支援体制の確立

相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、かつ各支援関係機関の連携の円滑化を進め、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対して包括的に支援する体制を構築します。

基本方針 2

地域福祉ネットワークの充実

誰もが安心して暮らすことができる地域をつくっていくため、様々な困りごとに対するきめ細やかな支援の充実や、地域で見守り、助け合う関係づくりを行います。

基本方針 3

住民参画による取組の推進

地域福祉は、住民をはじめ、地域に関わる多くの人や団体が、主体性をもって参加することが重要です。自立性と主体性をもって地域で暮らし、地域を育む機会に関わりやすくなるような環境づくりに取り組みます。

基本方針 4

新たな地域資源の開拓

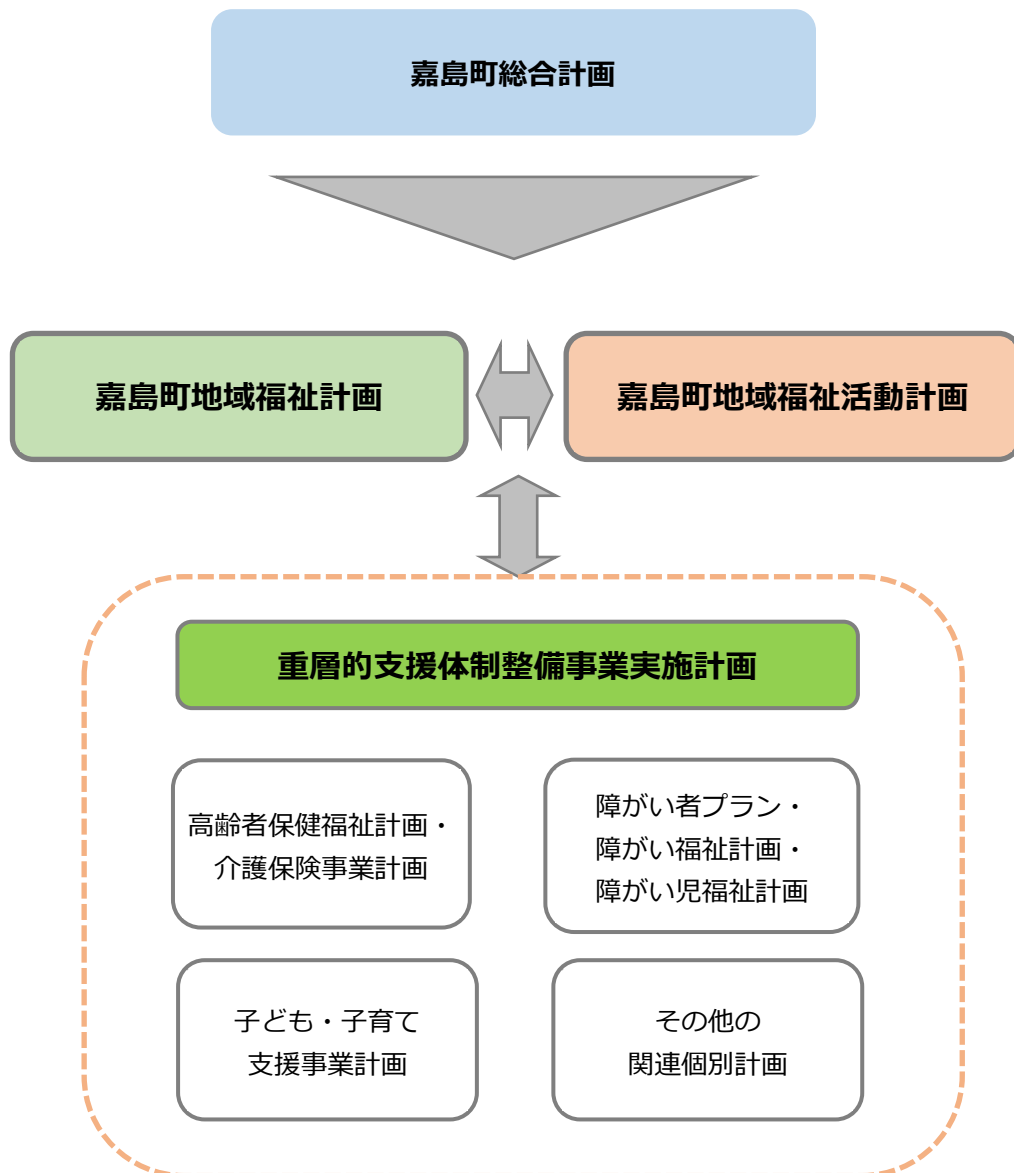
既存の社会資源や支援関係機関とのつながりをつくりながら、既存の社会資源の組み合わせや、新たな社会資源の開拓を行い、社会参加に向けた支援メニューの拡充を図ります。



3 計画の位置づけ

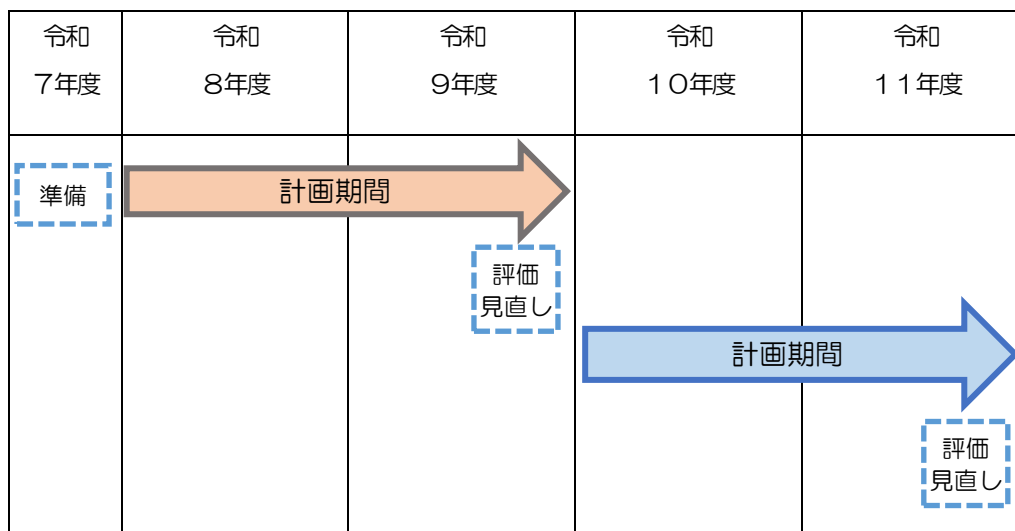
本計画は、「嘉島町総合計画」に基づく「嘉島町地域福祉計画」とこれに連動する「嘉島町地域福祉活動計画」を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、「重層的支援体制整備事業実施計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、全ての住民を対象に、誰一人取り残さない地域共生社会を実現するための計画となります。



4 計画の期間

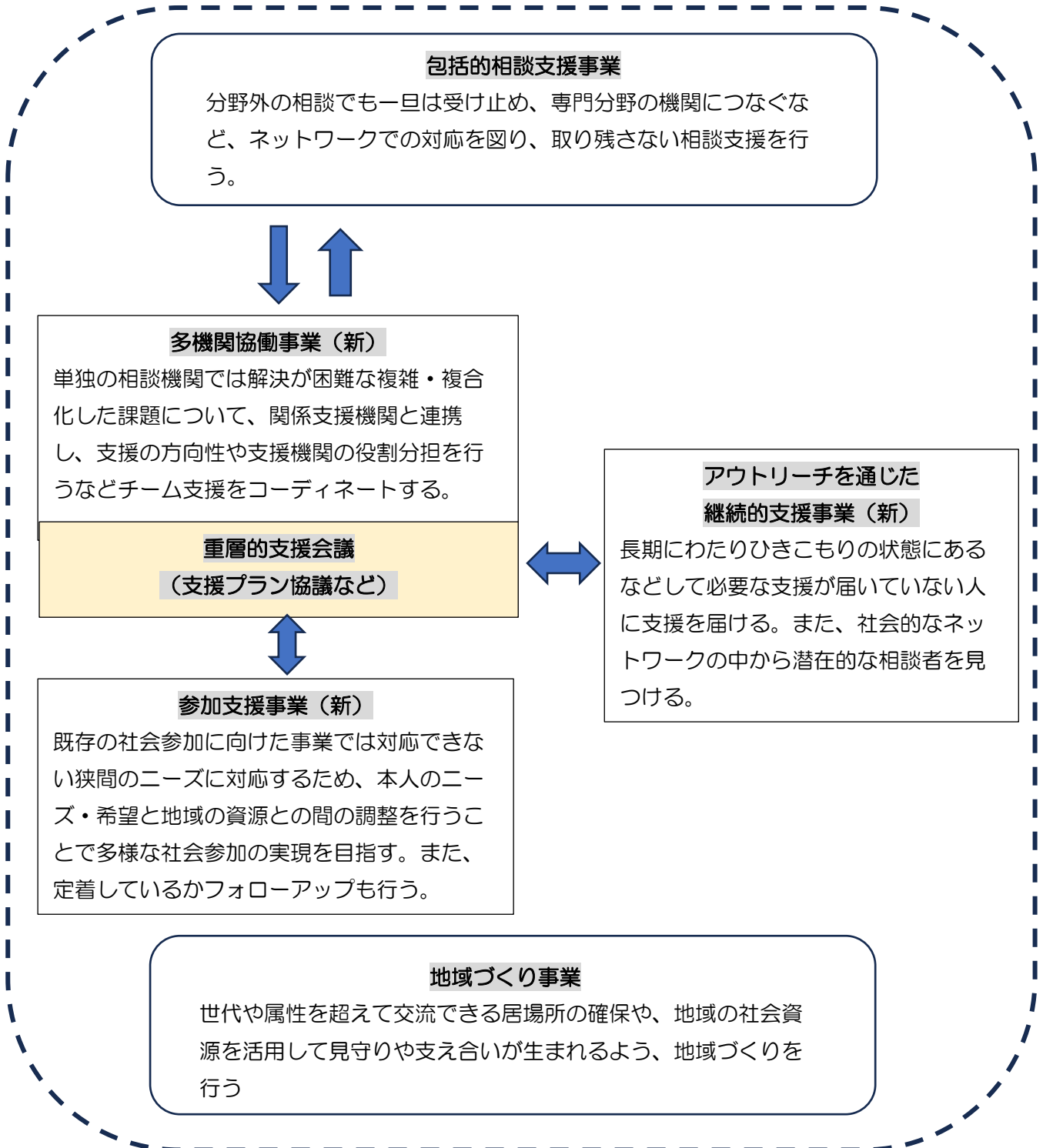
本計画の期間は、当初計画を令和8年度から令和9年度末までの2年間とし、以降も2年ごとに各評価指標の達成状況について評価を行い、次期の計画に反映させます。また、計画期間の途中で制度の改正があった場合など、必要に応じて見直しを行います。



第2章 重層的支援体制整備事業の全体イメージ

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第 106 条の4 第 2 項）では、（1）世代や属性を問わない相談支援、（2）多様な社会参加支援、（3）地域づくりに向けた支援を一体的に行い、それぞれの支援と事業が連携し、重なり合うことで、包括的に相談を受け止め、複雑化した支援ニーズの解消を行い、誰一人取り残さない地域社会を構築します。

【重層的支援体制整備事業の全体イメージ】



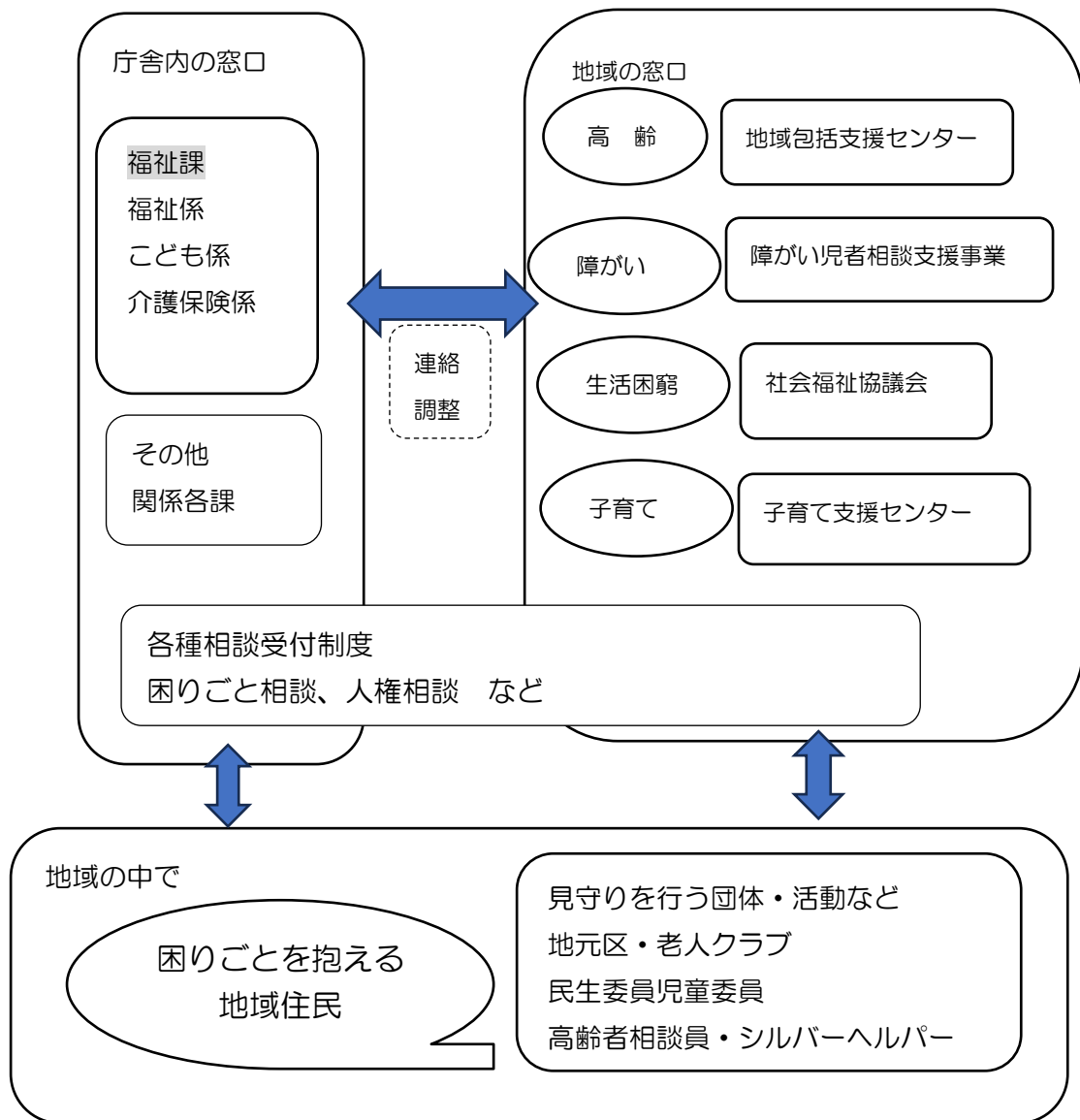
重層的支援体制整備事業（以下に掲げる事業を全て実施）

法第106条の4第2項		事業名	既存制度の対象事業
第1号	イ	包括的相談支援事業	【高齢】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障がい】障害者相談支援事業
	ハ		【こども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援事業	新規事業
第3号	イ	地域づくり事業	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【高齢】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【こども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規事業
第5号		多機関協働事業	新規事業
第6号		支援プラン作成	新規事業（第5号において実施）

第3章 重層的支援体制整備事業の各事業の実施体制について

1. 包括的相談支援体制整備事業の体制

包括的相談支援体制整備事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関において、困りごとを抱える本人やその世帯の属性・相談内容等に関わらず幅広く相談を受け止めるなど、分野外の相談でも一旦は受け止め、専門分野の相談機関等につなぐといった関係機関によるネットワークでの対応を図ることで「断らない相談支援」「切れ目のない相談支援」を行います。



2. 包括的相談体制整備事業の各分野の実施体制について

【高齢分野】

事業名称	地域包括支援センター運営	
支援対象	高齢者等及びその家族	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談業務 ・介護予防及び健康づくり事業 ・権利擁護事業 ・地域のネットワーク強化と活用 	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島（嘉島町福祉センター）	
実施方式 支援機関名	（委託先） 嘉島町地域包括支援センター	（支援機関） 町内5事業所 近隣地域10事業所
所管課・係	福祉課介護保険係	

【障害分野】

事業名称	障がい者、障がい児一般相談支援事業	
支援対象	障がい者、障がい児及びその家族等	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに関する総合相談業務 ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介 	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上仲間 860-1 嘉島町鯉 2770-2	
実施方式 支援機関名	（委託先） ・相談支援事業所 Cruto ・相談支援事業所メロディー	（支援機関） 町内10事業所
所管課・係	福祉課福祉係	

【生活困窮分野】

事業名称	生活困窮者自立相談支援事業	
支援対象	生活困窮者または生活困窮に陥るおそれのある人	
事業内容	困窮者が抱える多様な課題への包括的かつ計画的な相談支援及び自立の支援	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島（嘉島町福祉センター）	
実施方式	（県社会福祉協議会より受託）	（支援機関）
支援機関名	嘉島町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンコープ ・松本学園 ほか

【子育て分野】

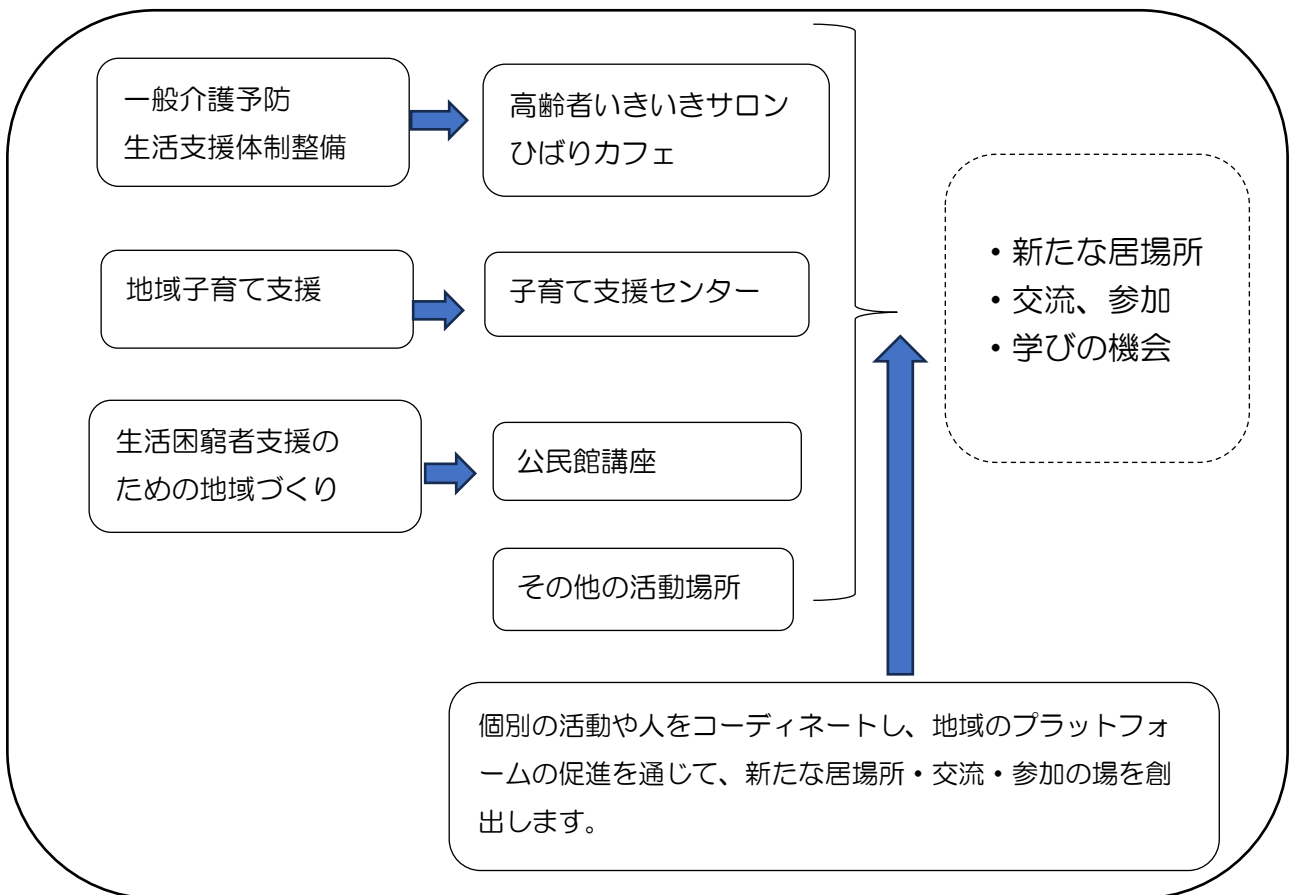
事業名称	利用者支援事業（基本型）	
支援対象	こども及びその保護者等	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から相談を受ける ・個別のニーズに基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供・子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行う。 	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島（子育て支援センター）	
実施方式 支援機関名	（委託先） NPO 法人 子育て談話室	（支援機関名）
所管課・係	福祉課こども係	

事業名称	利用者支援事業（こども家庭センター型）	
支援対象	妊産婦、こども及びその保護者等	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「母子に対する相談支援」「乳幼児健診」などの母子保健業務 ・「こどもに関する相談支援」「児童虐待対応」などの児童福祉業務 ・育児ストレスや児童虐待、ヤングケアラーなど様々な問題の早期発見と対応 	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島（福祉課）	
実施方式 支援機関名	直営	（支援機関名）
所管課・係	福祉課こども係	

事業名称	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	
支援対象	こども及びその保護者等	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、育児期を安心して過ごしていくための相談支援 ・出産、子育て等に関する経済的負担を軽減するための経済的支援 	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島（町民保険課）	
実施方式 支援機関名	直営	（支援機関名）
所管課・係	町民保険課保健係	

3. 地域づくり事業の体制

地域づくり事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすることや地域のプラットフォームの促進を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。これらの支援により、居場所・交流・参加の機会を生み出し、社会参加を促すことで社会的孤立を防ぐとともに、様々な担い手が集い、住民全体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い、見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に行われる地域環境の整備を図ります。



4. 地域づくり事業の各分野の実施体制について

【高齢分野】

事業名称	一般介護予防事業	
支援対象	65歳以上の方及びその支援者	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関するパンフレット配布や鋼材・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知 （介護予防講演会、出張講座、「社協ひろば」・「広報かしま」による啓発 ・地域住民主体で行う介護予防活動の支援 （ふれあいいきいきサロン活動、介護予防検診、サロンリーダー養成講座） 	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島（嘉島町福祉センター）	
実施方式 支援機関名	（委託先） 嘉島町地域包括支援センター	（支援機関） 町内5事業所 近隣地域10事業所
所管課・係	福祉課介護保険係	

事業名称	生活支援体制整備事業	
支援対象	65歳以上の方及びその支援者	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターと協議会の設置 ・地域包括支援センター職員3名が生活支援コーディネーター養成研修受講 ・生活支援コーディネーター研修会及び報告会に参加 ・嘉島町地域包括支援センター運営協議会を「嘉島町生活支援体制整備事業協議体」として位置づけ ・嘉島町社会資源便利帳「かしマップ」の作成・更新 	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島	
実施方式 支援機関名	（委託先） 嘉島町地域包括センター	（支援機関） 町内5事業所 近隣地域10事業所
所管課・係	福祉課介護保険係	

【子育て分野】

事業名称	地域子育て支援拠点事業	
支援対象	こども及びその保護者	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場と交流の促進 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島（嘉島町子育て支援センター）	
実施方式 支援機関名	（委託先） NPO 法人 子育て談話室	（支援機関）
所管課・係	福祉課こども係	

【生活困窮分野】

事業名称	生活困窮者のための地域づくり事業（公民館講座の開催）	
支援対象	生活困窮者の他、属性や世代を問わず幅広く設定	
事業内容	属性や世代によらず地域の様々な人々が気軽に参加できる各種講座や町民力レッシジを開設し、継続して運営していくことで、地域の様々な人々の交流を促進するとともに、相互に教え合い各種技能の共有を図ることで地域における共助意識の浸透を図る。	
対象範囲	嘉島町内一円	
設置場所	嘉島町上島（嘉島町民会館ほか）	
実施方式 支援機関名	直営 嘉島町教育委員会（社会教育課） （一部委託先） 嘉島町食生活改善協議会	（支援機関）
所管課・係	社会教育課	

5. 多機関協働事業の体制

本業務は、介護、障がい、子育て、生活困窮など相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供を行うとともに、相談のうち単独の支援機関で解決が難しいケースについては調整役を担い、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を通じて重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進め、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築することを目的とするものであり、具体的には以下の取組を一体的に行うこととします。

ア 包括的な相談の受け止め

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。また、受け止めた相談のうち、受託事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における各支援機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。その中で複雑・複合化した相談やニーズに対しては、多機関協働での支援プラン作成を前提とした個人情報の取扱いについて本人同意を受けるものとします。

イ 相談者が抱える課題（本人及び世帯全体）の把握

相談者本人への聞き取りのほか、可能な限り関係者へ聞き取りを行い、本人及び世帯全体の状況及び課題を体系的に記録し、次段階の多機関協働、アウトリーチ及び参加支援へ引き継いでいけるよう整理を行います。

ウ 庁内関係部署、相談支援機関等との連絡調整、連携

庁舎内関係部署及び各相談支援機関等との調整役を担い、連携を円滑化する取組を行います。また、全庁的に重層的支援体制整備事業の制度説明と取組体制の周知を図るため、年1回を基本として庁舎内関係部署を対象とした説明会（意見交換含む）を開催します。

エ 重層事業調整会議の開催

社会福祉法第106条の6に規定する支援会議を、毎月1回を基本として開催し、相談内容や課題について関係者間での情報共有及び支援の方向性や重層的支援会議及びアウトリーチ、さらに参加支援への展開を検討します。また、重層的支援体制整備事業全体の体制構築と今後の展開について併せて積極的な提案を行います。

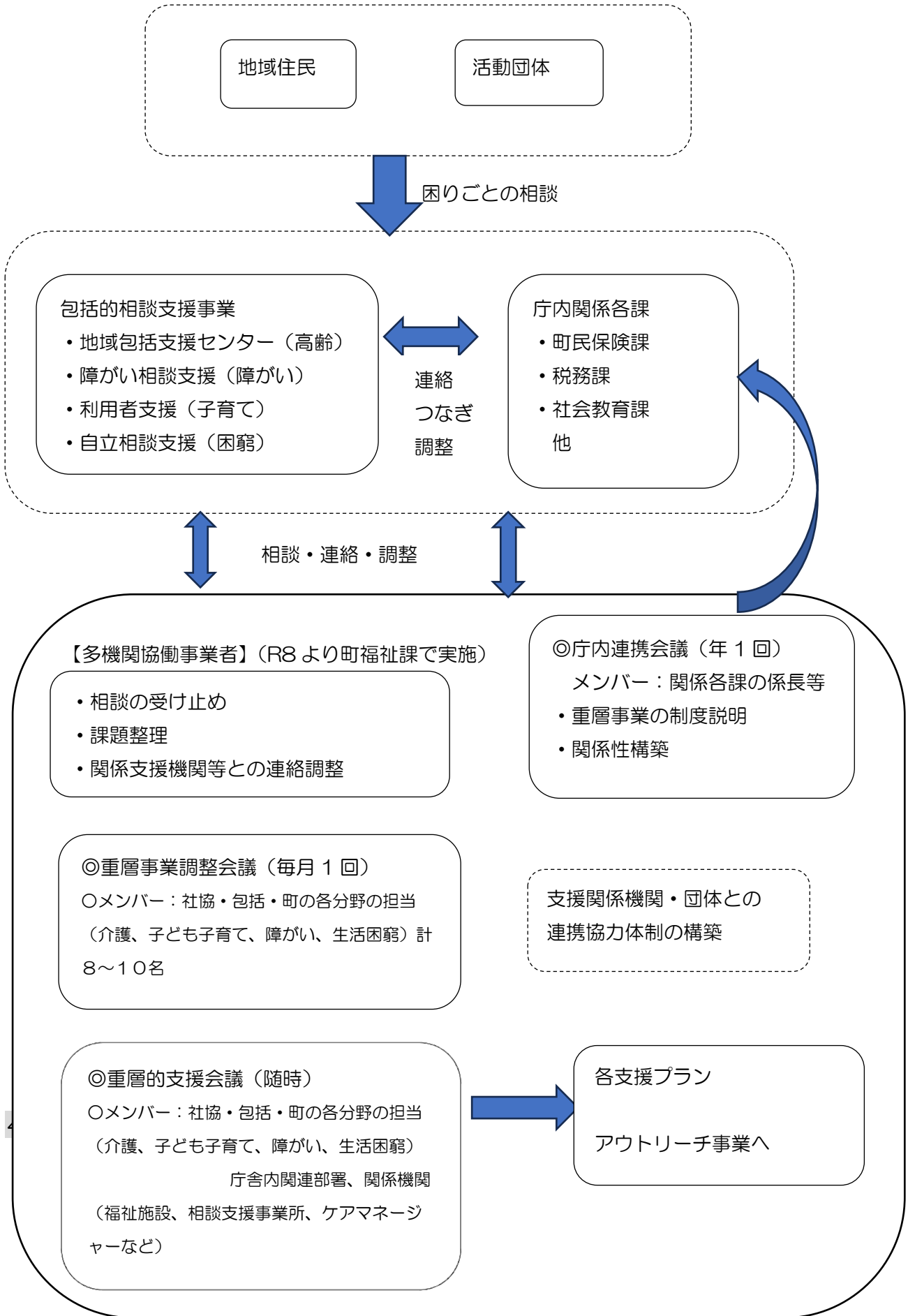
オ 重層的支援会議の開催

複雑・複合化したケースにおいて、介護、障がい、子育て、困窮の分野横断的なアプローチのみならず、支援関係機関等との情報共有と円滑な連携のもとで役割分担や支援の方向性を定めるため、重層的支援会議を開催します。開催時期は随時ですが、プラン策定時、再プラン策定時、支援終結の判断時及び支援中断の決定時には必ず開催することとします。

カ 支援プランの作成

アセスメント、支援調整会議及び重層的支援会議での支援関係機関の円滑な連携体制のもと、複合化・複雑化したニーズを有する者やその世帯への必要な支援を提供するため、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。

【多機関協働事業イメージ図】



6. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人を把握し、支援を届けるための取り組みです。本事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、本人同意（利用申込）を得るまでに時間を要することが想定されます。このような対象事象を踏まえ、本事業の主たる内容は、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながり形成に向けた支援をするものであり、次のアからオに掲げる業務を行います。

ア 情報収集

潜在的なニーズを抱える住民を早期に発見するために、支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握します。

イ 事前調整

本人に同意を得る前の支援として、家族や支援関係機関等から丁寧に情報を収集し、アセスメントを行ったうえで関係性の構築に向けた方策を検討します。

ウ 関係性構築に向けた支援

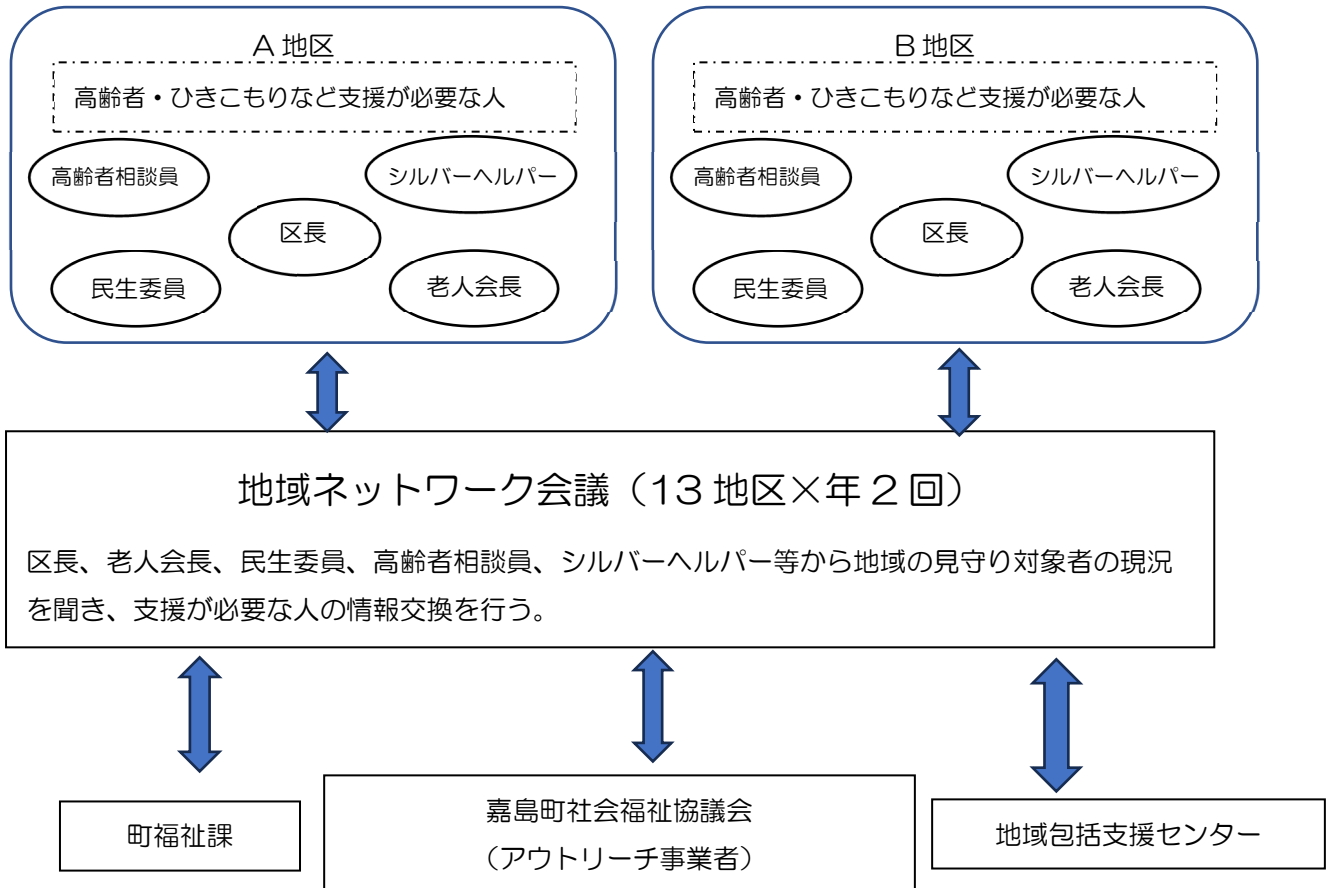
本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙や SNS 等媒体を用いての関係構築、有益な情報等の提供を継続して行います。

エ 家庭訪問及び同行支援

本人との関係性を構築し、直接会うことができた後は、信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討し、本人がアウトリーチを通じた継続的支援を希望する場合は、相談受付を行い、重層事業調整会議に諮ります。また、必要に応じて、参加支援事業による社会参加の促進や、地域づくりの取り組みなどを通じた支え合いや見守りなど、地域の社会資源とのつながりづくりに向けた伴走型の支援を実施します。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のイメージ図】

地域の見守り活動として、地元に着し、訪問等を通じて支援が必要な人の現況把握を行う。
ひきこもりや生活困窮者など支援に繋がっていない人についても情報を収集する。



ひきこもりや生活困窮者等、相談支援に繋がっていない方などを早期に把握するため積極的にアウトリーチを実施し、1人でも多くの方の相談支援を行う。
来談困難者にはLINEやメールなど、相談者の都合に合わせた手法を通じて支援ニーズの把握に努める。また必要に応じて重層事業調整会議に諮る。
さらに参加支援事業による社会参加の促進や、地域づくりの取り組みなどを通じた支え合いや見守りなど、地域の社会資源とのつながりづくりに向けた伴走型の支援を実施する。

7. 参加支援事業の体制

本事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所と連携し、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化することを通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うとともに、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートとマッチングを行い、地域社会とのつながりづくりに向けた支援を行い、多様な社会参加の実現を目指すことを目的とし、次のアからエに掲げる業務を一体的に行うこととします。

ア 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

高齢者・障がい者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保しつつ、全ての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていくことが求められ、例えば多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所や交流の場及び民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携するなど、地域の特性を活かしつつ創意工夫を凝らして積極的な提案を行います。

イ 個別の活動や人のコーディネート

地域づくりを特定の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織をはじめ、福祉分野に限らず地域のまちおこし、福祉以外の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援します。

さらに、地域住民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動を更に活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を実施する等、創意工夫ある取り組みを行います。

ウ 多分野がつながるプラットフォームの展開

人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけることを目的として、地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる場・機会を設定していきます。また、地域の関係者が幅広く連携・協力できるようコーディネートを行います。

エ フィールドワークによる地域の人と社会資源の確認

地域に既にあるものを活かしていく視点のもと、地域に飛び出して地域住民や活動している団体などとフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を把握します。

オ 資源開拓・マッチング

複雑化・複合化した課題解決のための支援メニューについては、社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の拡充などを図り、併せて社会参加に向けた多様な支援メニューの拡充を図ります。

また、日頃から地域の産業や業界団体などの地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とのつながりをつくり、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をし、関係づくりを行います。

カ 定着支援・フォローアップ

直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行います。

【参加支援事業のイメージ】

【委託先の社協職員2名で以下の取組みを実施】

- ①地域における交流の場や居場所を確保する。
- ②地域づくりを行う組織や支援を行う者の活動を支援し、地域住民等へ地域福祉活動の参加を促す。
- ③情報交換や協議をすることができる場・機会を設定し、関係者が幅広く連携・協力できるようコーディネートを行う。
- ④地域に飛び出して地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を把握する。
- ⑤社会参加に向けた多様な支援メニューの拡充を図るとともに関係づくりを行う。
- ⑥定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。

【想定される連携先】

- ・地域内の活動団体（老人会、民生委員、高齢者相談員、シルバーヘルパー、消防団など）
- ・地域内の支援機関（障がい相談支援事業所、グリーンコープ、NPO法人など）

公民館講座（社会教育課）

パソコン操作、書道、手話、健康体操、着物リフォーム、おしゃれクッキング、ガーデンリーフフラワーなどの講座を嘉島町民会館で参加費無料で実施。

学びと実践を通じて世代間を超えた交流の場として運用していくとともに、各種技能の習得も併せて行い、就労が必要な方への支援に繋げていく。

ひばりカフェ（認知症カフェ）

もの忘れのある人や認知症の人、ご家族、地域住民等、誰でも自由に参加できる集いの場
悩みごとの相談、情報交換、介護負担感の軽減など、お茶を飲みながら自由に話すことができる場。※毎月1回開催

ボランティア研修会・

ボランティアセンターへの登録など

各種研修会や事業を通じて、地域福祉活動への参加を促す。

サロン活動

各地区が主体となって、介護予防や健康体操、様々なレクリエーションを行い、健康増進とコミュニティ形成を行う。

※各地区で毎月1回開催

こども食堂・地域の学習支援など
その他の社会資源

既存の社会資源をもとに、
新たな社会参加の支援メニューの拡充

第4章 重層的支援体制整備事業の目標・評価指標について

1. 計画の推進体制

毎月1回開催する支援調整会議において、進捗状況や方向性を確認していき、改善について検討する体制を整えます。

2. 事業の目標・評価指標

令和7年度末を起点とし、下表のとおり目標・評価指標を設定します。

項目	R6年度 ～R7年度 2カ年分	R8年度 ～R9年度 2カ年分	R9年度末 累計	備考
受付相談件数	123	150	273	多機関協働で包括的に相談受付した件数
重層事業受付相談件数	75	85	160	上記のうち、複数課題のあるケースとして相談受付した件数
重層的支援対象世帯数	27	32	59	上記のうち、重層的支援対象として重層事業調整会議にて検討した件数
多機関協働事業によって作成したプランの数	11	15	26	
参加支援事業の支援対象者数	3	5	8	
参加支援事業によって作成したプランの数	1	3	4	
アウトリーチ等継続的支援事業の支援対象者数	3	5	8	
アウトリーチ等継続的支援事業によって作成したプランの数	1	3	4	
重層的支援対象世帯の終了件数	7	10	17	プラン作成に至らず、情報提供や他機関での支援に繋ぎ終了となった件数
重層的支援対象世帯の終結件数	6	8	14	プラン作成・支援し、終結となった件数
地域づくり事業の拠点数	66	9	75	繋がりがあり、支援の相談ができるようになった件数
地域づくり事業の利用拠点数	55	5	60	期間中に相談や参加支援への対応等を行った拠点

3. 評価サイクル

PDCA サイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけた上で更なる取り組みを推進します。また、計画の修正・更新を行う際は、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めます。

